

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例等の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

県内に義務教育学校が設置されることに伴い必要な規定の整備を行うためおよび市町立学校の標準学級数の増減等に伴い平成30年度における県費負担教職員の区分および定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）ほか4条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部改正

ア 県内に義務教育学校が設置されることに伴う必要な規定の整備を行うこととします。

（第1条による改正後の第2条関係）

イ 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。（第1条による改正後の第2条関係）

区 分		平成29年度	平成30年度	増減
育 小 小学校（義務教育学校の前 程を含む。）	校長および教員	4,762人	4,808人	46人
	養護教員	239人	238人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	60人	60人	0人
	事務職員	262人	262人	0人
	計	5,323人	5,368人	45人
育 中 中学校（義務教育学校の後 程を含む。）	校長および教員	2,749人	2,725人	△24人
	養護教員	107人	107人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	13人	13人	0人
	事務職員	121人	122人	1人
	計	2,990人	2,967人	△23人
計	校長および教員	7,511人	7,533人	22人
	養護教員	346人	345人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	73人	73人	0人
	事務職員	383人	384人	1人
	合計	8,313人	8,335人	22人

(2) 次に掲げる条例について、県内に義務教育学校が設置されることに伴う必要な規定の整備を行うこととします。(第2条～第5条関係)

ア 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)

イ 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年滋賀県条例第57号)

ウ 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年滋賀県条例第48号)

エ 滋賀県学校職員退職手当支給条例(昭和28年滋賀県条例第25号)

(3) この条例は、平成30年4月1日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新		
第1条 省略			第1条 省略		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区 分	小 学 校	中 学 校	区 分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)
校 長 お よ び 教 員	4,762人	2,749人	校 長 お よ び 教 員	4,808人	2,725人
養 護 教 員	239人	107人	養 護 教 員	238人	107人
栄養教諭および学校栄養職員	60人	13人	栄養教諭および学校栄養職員	60人	13人
事 務 職 員	262人	121人	事 務 職 員	262人	122人
計	5,323人	2,990人	計	5,368人	2,967人
合 計	8,313人		合 計	8,335人	
2 省略			2 省略		

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条 省略 （定義） 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 省略 (2) 市町立の小学校および<u>中学校</u>の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師 第3条～第19条の2 省略 （義務教育等教員特別手当） 第19条の3 義務教育等教員特別手当は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校または特別支援学校に勤務する職員に対して支給する。 2～4 省略 第20条～第25条 省略 付則 省略 別表第1 省略 別表第2（第4条関係） 小学校および中学校等教育職給料表 表 省略 注1 この表は、小学校、<u>中学校等</u>に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。	第1条 省略 （定義） 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 省略 (2) 市町立の小学校、<u>中学校および義務教育学校</u>の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師 第3条～第19条の2 省略 （義務教育等教員特別手当） 第19条の3 義務教育等教員特別手当は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>または特別支援学校に勤務する職員に対して支給する。 2～4 省略 第20条～第25条 省略 付則 省略 別表第1 省略 別表第2（第4条関係） 小学校および中学校等教育職給料表 表 省略 注1 この表は、小学校、<u>中学校、義務教育学校等</u>に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 省略

別表第3（第4条関係）

級別標準職務表

- 1 高等学校等教育職給料表級別標準職務表 省略
- 2 小学校および中学校等教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	小学校または中学校の講師、助教諭または養護助教諭の職務
2 級	(1) 小学校または中学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務 (2) 小学校または中学校の講師（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務
特2級	小学校または中学校の主幹教諭または指導教諭の職務
3 級	小学校または中学校の副校長または教頭の職務
4 級	小学校または中学校の校長の職務

2 省略

別表第3（第4条関係）

級別標準職務表

- 1 高等学校等教育職給料表級別標準職務表 省略
- 2 小学校および中学校等教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	小学校、中学校または義務教育学校の講師、助教諭または養護助教諭の職務
2 級	(1) 小学校、中学校または義務教育学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務 (2) 小学校、中学校または義務教育学校の講師（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務
特2級	小学校、中学校または義務教育学校の主幹教諭または指導教諭の職務
3 級	小学校、中学校または義務教育学校の副校長または教頭の職務
4 級	小学校、中学校または義務教育学校の校長の職務

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条 省略 （定義）	第1条 省略 （定義）
第2条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校または特別支援学校をいう。	第2条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校または特別支援学校をいう。
2 省略	2 省略
第3条以下 省略	第3条以下 省略

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条～第3条 省略 （教員特殊業務手当） 第4条 教員特殊業務手当は、市町立の小学校もしくは中学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する職員で職務の級が高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の1級、2級または特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。 （1）～（4） 省略 2 省略 （教育業務連絡指導手当） 第4条の2 教育業務連絡指導手当は、市町立の小学校もしくは中学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する指導教諭または教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整および指導助言に当たる主任等（当該学校を所管する教育委員会の教育委員会規則に規定する主任等をいう。）でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭または教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。 2 省略 （多級手当） 第5条 多級手当は、市町立の小学校または中学校の2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級を担当する職員が当該学級における授業または指導に従事したときに支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、多級手当を支給しない。 （1）～（3） 省略	第1条～第3条 省略 （教員特殊業務手当） 第4条 教員特殊業務手当は、市町立の小学校、中学校もしくは義務教育学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する職員で職務の級が高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の1級、2級または特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。 （1）～（4） 省略 2 省略 （教育業務連絡指導手当） 第4条の2 教育業務連絡指導手当は、市町立の小学校、中学校もしくは義務教育学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する指導教諭または教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整および指導助言に当たる主任等（当該学校を所管する教育委員会の教育委員会規則に規定する主任等をいう。）でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭または教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。 2 省略 （多級手当） 第5条 多級手当は、市町立の小学校、中学校または義務教育学校の2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級を担当する職員が当該学級における授業または指導に従事したときに支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、多級手当を支給しない。 （1）～（3） 省略

2 省略
第6条以下 省略

2 省略
第6条以下 省略

滋賀県学校職員退職手当支給条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
第1条 この条例は、学校職員（県立の中学校、高等学校および特別支援学校の職員ならびに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立の<u>小学校および中学校</u>の職員をいう。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。 第2条 省略	第1条 この条例は、学校職員（県立の中学校、高等学校および特別支援学校の職員ならびに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立の<u>小学校、中学校および義務教育学校</u>の職員をいう。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。 第2条 省略